

検討会のヒアリングの際に提出された 選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する主な意見

1 現行の制度を維持すべきとの意見

- ・ 選挙関係の世論調査においては選挙区ごとにサンプリングを行う必要があるため、選挙人名簿の抄本の閲覧が今後とも可能となるよう要望する（財団法人日本世論調査協会）。
- ・ 選挙人名簿の抄本は、「社会調査」と呼ばれる統計学に基づく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとなっており、この存在抜きに科学的調査を行うことは極めて困難である（社団法人日本社会学会等）。
- ・ 閲覧制度の見直しにあたっては、科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開につながるような改正は避けていただきたい（社団法人日本社会学会等）。
- ・ 選挙の公正の担保の側面がある以上、一律に選挙人名簿の抄本の閲覧を禁止すべきではない（日本弁護士会連合会）。
- ・ 選挙運動や政治活動を目的とした閲覧は今後とも認められるべきである（政党）。
- ・ 選挙人名簿は参政権の基礎となる公簿であるが、公平に閲覧・利用できるようにすることが議会制民主主義の発展には不可欠である。閲覧ができる場合を制限することにより、結果として政治活動の自由や知る権利が侵害されるようなことがあってはならない（政党）。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度と住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直しを同列に論じるべきではない（政党）。

2 現行の制度を廃止すべきとの意見

- ・ 選挙人本人が選挙人名簿への登録の有無を確認できるようにすればそれで十分であり、閲覧・便宜供与までは必要ないのではないかと。選挙人名簿の閲覧制度は、プライバシー保護の観点から見直す必要があるのではないかと（熊本市）。
- ・ 本人が自己の登録の有無を確認する場合を除いて、原則として閲覧制度を廃止すべき（全国消費者団体連絡会）。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度の趣旨・目的が、選挙人名簿の正確性の確保であることを法律上明らかにし、選挙人本人又は個人を特定した閲覧の申立て以外のものは認めるべきではない（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス）。

3 その他

- 虚偽目的の閲覧などは、罰則などによって規制すべき（日本弁護士会連合会）。
- 閲覧手数料を徴収することとした場合、財力の有無によって政治活動に差が生まれかねないので、妥当ではない（政党）。
- 閲覧に際して手数料を徴収するとしても、なるべく低廉な額が望ましい（社団法人日本社会学会等。日本弁護士会連合会・政党も同旨）。
- 便宜供与の趣旨・目的が明確ではないため、その範囲を明確にするか、又は便宜供与の規定自体を削除すべき（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス）。